

人為的要因による自然災害の防止に向けた技術・社会に関する特別研究委員会(第二次)

災害は社会に内在する人為的要因により誘発・激甚化するとして、第一次特別研究委(17～18)では防災に関わる社会的な構造を中心に研究し、引き続き第二次特別研究委(20～21)では社会構造や災害構造に加えて市民活動や教育等の視点からも社会のあり方を深堀した。

本委では、災害は社会の弱部に生起として、「防災＝社会の健全化」と捉えた。健全化とは、市民主体の徹底に基づいた社会機能の活性の事であり、社会づくりともいえる。研究では、防災を問題の中心に据えたタスクフォースとしての対処と共に社会全体における防災の関わりを明確化し、次いで問題に関わるすべての分野を「多岐多様のまま」、5系統「災害・復興、社会(経済)、市民活動、教育、包括系」の枠組みに関連づけを行った。

実際の研究では、5系統における諸問題(主題)を以下のように設定した。

- a. 災害・復興；地震、風水、復興、他
- b. 社会制度；経済、社会資本、法規、格差
- c. 市民活動；暮らし、コミュニティ、対専門家
- d. 教育・哲学；制度、知識、社会意識、理想
- e. 包括的総合環境；日本立て直し、地球環境

各種の具体的問題はタスクフォースの対象とし、また社会全体からの関わりについては、これを市民視点と教育・哲学に求めた。各主題の研究では以下のような結果を得た。

- a. 教育・哲学；自由思考から理念理想づくりが可能。教育の諸矛盾の洗い出しが可能。
新たな社会づくりに向けた教育像や社会意識づくりを俯瞰可。
- b. 市民活動；市民が社会をつくり、専門家は市民代行としての従事を明確化。公共づくり、市民参加・参画のあり方。暮らし延長で街づくりに一歩前進。
- c. 社会システム；建築に特化した社会でも社会一般を念頭にビジョン化が可。
 - ・ 社会資本；建築の地位向上に必要な社会共通資本化を進めるレベルに到達。
 - ・ 法規；建築が社会を形づくる作る建築基本法の理念を諸主題に関連可。
 - ・ 格差；格差是正に際し、住まうは基本的人権であり、安心安全提供を確認。セーフティネットにはベーシックハウジングが、レジリエンスにはFCPが有効と確認。
- d. 災害・復興；危険地帯への対処を指摘し、ハザード情報の市民との共有形態を探った。
災害・防災・復興には成長路線に基づく街壊しという負の面があることを確認。
- e. 包括；立直し具体策として循環系社会や脱成長社会の有効性を確認。

まとめ；「多様と包括」で問題を展開でき、各主題の結果は他主題との関連で奥深いものとなった。研究成果の詳細は略し、大域的な成果を以下に列挙する。

- ・ 防災問題を多様と包括で対処し、これを社会健全化として把握。
- ・ タスクフォース研究も活かしながら、社会の醸成としての関わりを論究。
- ・ 教育や市民視点から社会の醸成に言及。

以上、本研究によって、この種の研究の礎を築くことができた。